



診療科、曜日によって担当医が変わります。ご確認ください。

外来診療体制・10月の診療予定

総合診療科	午前 月から金曜日（午前11時までの受付）
整形外科	午前 月、水、木、金曜日 午後 金曜日（午前、午後診療いずれも完全予約制）
循環器内科	午前 月から金曜日（初診は月、火、木、金曜日。水曜日の再診は予約のみ） 午後 月、木、金曜日（初診は月、金曜日。木曜日の再診は予約のみ）
消化器内科	午前 4日（金）、11日（金）（午前11時までの受付） 午後 4日（金）、11日（金）、17日（木）
呼吸器内科	午前 金曜日（午前11時までの受付） 午後 木曜日
神経内科	午前 11日（金）、25日（金）
総合診療（外科）	午前 火から木曜日
外科専門外来	午前 11日（金）（午前11時までの受付）
小児科	午前 月から金曜日 午後 火と木曜日（午後3時～午後4時の受付）
泌尿器科	午前 月から金曜日 午後 木曜日
精神科	午前 月から金曜日（初診は完全予約制） 午後 月、火、水曜日（完全予約制）
産婦人科	午前 1日（火）、8日（火）、21日（月）、22日（火）（午前11時までの受付） 午後 7日（月）、21日（月）
耳鼻咽喉科	午前 1日（火）、2日（水）、10日（木）、15日（火）、16日（水）、23日（水） 午後 24日（木）、29日（火）、30日（水）（午前11時までの受付） 9日（水）、23日（水）
眼科	午前 3日（木）、17日（木）（予約以外の初診受付午前11時まで） 午後 2日（水）、16日（水）、23日（水） コンタクトレンズを希望する患者様へ 当院で以前調整した患者様のみ対応いたします。 眼鏡の処方、午後の診療受付になります。
皮膚科	午前 火曜日

診療日は予定であり変更になる場合もあります。
事前に病院にご確認の上、受診してください。

※診療受付時間

午前…8時00分～11時30分（初診の方は、9時00分～）

午後…1時00分～2時30分

予約受付時間（定期患者のみ）午後1時00分～午後4時00分

インフルエンザワクチン予防接種について

◎電話受付による完全予約制です。

◎ワクチンは数に限りがありますので、ご了承ください。

●高齢者および一般の方

1. 予約受付期間：10月1日（火）から予約予定人数到達まで
2. 予約受付時間：月曜日～金曜日 13時から15時まで
3. 接種期間
11月6日（水）から11月29日（金）まで（予定）
4. 接種日当日の受付時間および接種時間
9時～11時、14時30分～、15時～

※接種日、時間などはお問い合わせください。

※予約キャンセルは、接種日前日の15時までに必ずご連絡をお願いします。

●小児科

1. 予約受付期間：10月1日（火）から10月31日（木）まで
⑤10月31日（木）以降は受付できません。
2. 予約受付時間：月曜日～金曜日 15時から16時まで
3. 接種期間
1回目 11月5日（火）から11月22日（金）まで
2回目 11月26日（火）から12月13日（金）まで
- ※原則、1回目の3週間後に2回目の接種となります。

4. 接種日当日の受付時間および接種時間

①受付時間：月曜日～金曜日 16時30分から16時45分まで

②接種時間：月曜日～金曜日 16時30分から17時まで

※予約キャンセルは、接種日当日の15時までに必ずご連絡をお願いします。

★★★ 看護職員等募集のお知らせ ★★★

各種手当・有給休暇・院内保育所もあります。

勤務時間（例：1日4時間で週3日など）も相談可能です。

正職員：看護師、パート職員：看護師、准看護師および看護助手

＼お気軽にご連絡ください♪／

問い合わせ先 総看護師長 若林

～相続放棄について～



法テラス

●お問い合わせ 法テラス江差法律事務所
TEL 050-3383-5563

（第170号）

相続放棄とは、被相続人のプラスの財産とマイナスの財産のすべての承継を拒否することを行います。相続放棄をすることで、はじめから相続人とならなかったこととなります。

被相続人のマイナスの財産である負債から解放されることとが相続放棄をする大きなメリットではないかと思えます。逆にいえば、相続したい財産があっても相続放棄をすると相続できなくなることにあります。そのため、一般的に相続放棄が利用されるのは、被相続人が債務超過であることが明らかな場合であると思われま。

相続放棄は、家庭裁判所で手続きを行うこととなりますので、ご自身で手続きを進める場合は、家庭裁判所に連絡をして進めていくことが良いと思われま。

一番気を付けていただきたいのは、相続放棄には期間の制限があることです。相続放棄は、自己のために相続の開始があったことを知ったとき

から3か月以内に行う必要があります。親族が亡くなったことを知った場合は、自身が相続人になる可能性があるものと思つて早めに戸籍の取り寄せなど相続人調査を進めた方がよいと思われま。

自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月を過ぎてしまった場合は、基本的に相続放棄はできないものと考えた方がよいように思われま。もし、相続財産調査などが複雑で3か月では相続放棄をするかどうかの判断が間に合わない場合は、期間の延長ができる可能性もあるため、早めに家庭裁判所や弁護士などにご相談ください。

3か月という期間はあつという間に過ぎてしまいますので、相続放棄を検討する場合は、とにかく早めの相談・調査などを心がけるようにしてください。

相談のご予約は

0501338315563
までお願いします。

（法テラス江差）

弁護士 樋口 直久

上ノ国町
地域活動支援センター
新規利用者募集中！

個別相談・見学・体験も受付中！お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先 たまみずき北海道 ☎0139-56-1203

広報かみのくに
2024年10月号